## 答申

#### 第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

#### 1 行政文書の開示請求

異議申立人は、平成23年7月27日、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良 県条例第38号。以下「条例」という。)第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事( 以下「実施機関」という。)に対し、「郡山土木事務所における過去3年の用地交渉 担当者の日別・月別交渉件数記録」の開示請求(以下「本件開示請求」という。)を 行った。

#### 2 実施機関の決定

平成23年8月10日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、次の(1)開示する行政文書のとおり特定した上で、(2)開示しない部分を除いて開示する旨の行政文書の一部開示決定(以下「本件決定」という。)を行い、(3)開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

### (1) 開示する行政文書

ア 平成20年度から平成22年度まで及び平成23年4月から6月までの郡山土 木事務所における用地交渉に係る用地取得等交渉手当支給に関する一覧表

イ 用地取得等交渉手当に係る特殊勤務手当(日額)コード表

(2) 開示しない部分 職員番号

(3) 開示しない理由

条例第7条第2号に該当

個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

## 3 異議申立て

異議申立人は、平成23年8月12日、本件決定を不服として、行政不服審査法 (昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の 取消しを求める異議申立てを行った。

## 4 諮問

平成23年8月25日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公

開審査会(以下「当審査会」という。)に対して、当該異議申立てに係る諮問を行った。

#### 第3 異議申立人の主張要旨

#### 1 異議申立ての趣旨

用地交渉担当者の一部開示決定処分の取消しを求めます。

#### 2 異議申立ての理由

職員番号については、単なる職員番号であり不開示は納得いかない。

## 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、おおむね次の とおりである。

#### 1 本件行政文書について

実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、(1)平成20年度から平成22年度まで及び平成23年4月から6月までの郡山土木事務所における用地交渉に係る用地取得等交渉手当支給に関する一覧表及び(2)用地取得等交渉手当に係る特殊勤務手当(日額)コード表を特定した。

(1) については、当該期間に郡山土木事務所用地交渉担当職員が行った用地交渉に係る用地取得等交渉手当について記載されている。また、(2) については、手当名ごとのコード等が記載されている。

#### 2 不開示の理由

職員番号については、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であることから条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

職員番号は単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、永久に付与されたものであり、かつ、職員の共済組合員証(保険証)の番号と同じ番号で統一されており、これらはともに、県民の要望に応じて公表することが予定されている情報ということはできないため、条例第7条第2号ただし書アには該当しない。また、職務の遂行に係る情報ということはできないため、同号ただし書ウには該当しない。さらに同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

したがって、職員番号は、条例第7条第2号に該当する。

#### 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

#### 1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の

県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共の安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に添って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報 を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断す るとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

## 2 本件行政文書について

本件行政文書は、平成20年度から平成22年度まで及び平成23年4月から6月までの間において、郡山土木事務所に所属する用地の取得のための交渉業務に従事した職員について、職員別、用地交渉日別に用地取得等交渉手当の実績回数が記載された一覧表(以下「一覧表」という。)及び特殊勤務手当別にコード、略称名及び金額が記載された表(以下「コード表」という。)である。

一覧表には、当該期間に用地の取得のための交渉業務に従事した郡山土木事務所に 所属する職員に係る職員番号、職員氏名、勤務日、日特コード、日額特殊勤務名称及 び実績合計が記載されている。また、コード表には、各特殊勤務手当ごとにコード、 略称名及び金額が記載されている。

## 3 条例第7条第2号該当性について

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、 生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則とし て不開示情報とする旨規定している。すなわち、本号にいう「個人に関する情報」と は、氏名、生年月日のほか、思想、信条、学歴、収入、資産、家族関係等個人に関す る一切の情報をいうものである。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア 法令等の規定により 又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ 人の生 命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情 報」、「ウ 当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に 係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容 に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外する こととしている。

実施機関は、職員番号については、条例第7条第2号に該当するとしているので、 以下検討する。 職員番号は、単なる電子計算システム上の番号ではなく、人事管理等の必要上、個々の職員を識別するために永久に付与されるものであり、かつ、職員の共済組合員証(保険証)の番号と同じ番号で統一されている職員個人の私的な情報であることから、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

また、職員番号は、公にする法令等の規定及び慣行もなく、公にすることが予定されている情報でもないので同号ただし書アに該当せず、また、同号ただし書イに該当しない情報であることは明らかである。さらに、職員番号は、職員に係る情報ではあるが、具体的な職務の遂行と直接の関連を有する情報ではなく、職員の個人情報として保護される必要があることから、同号ただし書ウに該当しない情報である。

したがって、職員番号については、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

## 4 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

# 審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過		
平成23年 8月25日	・ 実施機関から諮問を受けた。		
平成23年 9月28日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。		
平成23年12月13日 (第150回審査会)	<ul><li>事案の審議を行った。</li><li>事案の併合を行った。</li></ul>		
平成24年 1月31日 (第151回審査会)	・ 事案の審議を行った。		
平成24年 3月16日 (第152回審査会)	・ 実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。		
平成24年 5月15日 (第153回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。		
平成24年 5月25日	・ 実施機関に対して答申を行った。		

## 本件答申に関与した委員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備考
かしぐろ よしひこ 石黒 良彦	弁護士	会長代理
石田榮仁郎	近畿大学教授(憲法)	
おんだ まさこ 音田 昌子	元読売新聞大阪本社編集委員	
ちはら みぇこ 千原美重子	奈良大学教授(臨床心理学)	
みなみがわ あきひろ 南川 諦弘	大阪学院大学教授(行政法)、弁護士	会 長